

判例紹介

「占用物件に係る事故と道路管理瑕疵」

北海道開発局建設部 建設行政課企画係長
佐々木 眞

1 はじめに

道路は、道路管理者によって一般交通に供され、その効果として一般的の自由な通行が認められています。これを道路の一般使用といいます。

一方、道路を根幹として生活圈が形成され、公的又は私的な諸活動が展開されます。特に、電気、ガス、上下水道等の公益事業、一般的の営利事業等の活動がここに集中します。しかも、これらの事業のためには種々の施設（電柱、電線、ガス管、上下水道管、広告塔等）を設ける必要があるので、公共用地として一定の空間を画している道路としては、これらの施設のための場を提供せざるを得ない場合が起こり得ます。いわゆる道路の特別使用です。

ここで一般使用と特別使用との調整が道路管理上の重要な問題となります。この趣旨から道路法では「道路の占用」の制度を設け、道路の特別使用関係の合理的な規制を図っています。

そこで、今回は道路占用物件のうちの電柱に係る事故の最近の裁判例をもとに道路空間の利用に伴う道路管理者の立場について紹介します。

2 判例紹介

(1) 大津市道トラック電柱衝突事件

大津地裁 平成6年4月19日（無責）

大阪高裁 平成6年12月13日

（有責・過失相殺5割確定）

（事故概要）

夕方、道路拡幅工事中（幅員4mを6mに拡

幅）で、拡幅部分が通行可能であった本件道路を走行中、当初路肩に存在していた電柱が道路拡幅工事により道路左側から2mあたりに位置していたが、電柱を撤去する前に普通貨物自動車が衝突し、運転者が負傷、車両が損傷した。

（地裁判決要旨）

本件道路は直線であって見通しもよく、道路幅も十分に取られていた以上、車避表示板も取り付けられており、本件電柱の放置は社会通念に照らして社会生活上的一般的な受忍義務に吸収し尽くし得ないほどの物理的危険性を有していたものとは認めがたく、本件道路管理に瑕疵があったと推認することはできない。

本件事故は専ら原告自身の過失により発生したものと認められ、本件道路の通常の利用者の判断能力や行動能力、電柱の残置されていた場所の環境等を具体的に考慮しても、電柱所有者に本件電柱の保存上の瑕疵を認めるに足りる証拠はない。

工事請負者は、工事の進行に合わせて6回ほど電柱所有者に対して電柱撤去の要請をしており、工事請負業者が本件電柱の撤去を怠ったものではないと認められる。

（高裁判決要旨）

幅員6mの道路の端から約2mも中央寄りの道路に電柱が存在すれば、通行する車両がこれに衝突する危険のあることは明らかであって、電柱の下部に黒色と黄色の斜め縞模様が入ったポールガードが取り付けられているだけで、その危険は解消されるものとは考えられないから本件道路は

通常有すべき安全性を欠いており、その危険性は容易に予測でき、また、本件電柱の移設につき、ある程度の期間を要するのであれば本件電柱付近に防護柵を設けるなどすれば、本件事故の発生は未然に防ぐことができたことは明らかである。

そうすると、大津市には本件道路の管理に瑕疵があり、電柱所有者には本件電柱の保存の瑕疵があり、工事請負者には本件電柱に衝突することを予防する措置をとる義務を怠った過失がある。

(2) 宮崎市道自動車転倒死亡事件

宮崎地裁 平成4年11月30日（無責確定）
(事故概要)

被害者は、朝方、自転車をこいで被告市が管理する市道の左側を走行中、被告会社が設置し、所有、占有していた本件電柱に自転車が接触（衝突）したため、本件市道中央方向に自転車とともに転倒し、おりから市道を反対方向から進行してきた加害車両に衝突、轢過され死亡した。

(地裁判決要旨)

瑕疵があるというためには、本件電柱ないしその設置状態が、道路の通行車両に衝突の危険を及ぼす等通常有すべき安全性を欠いていることが必要である。そして、右判断は、道路幅員、形状、見通しの状況、交通規制の内容、他の電柱との位置関係、交通量、従前の接触ないし衝突事故の有無等を総合的に考慮して行うこととなる。

①本件市道は見通しのよい直線道路であること、②通常の走行状態であれば加害車両と自転車とがすれ違うに十分な幅があったこと③通行量は少なかったこと④過去に本件事故を除いては事故は起こっていなかったこと⑤最高速度は時速30kmに制限されていて、高速での車両の通行は予測されていないこと⑥本件電柱の位置付近に電柱を設置するためには、西側私有地上か本件位置以外には設置場所が存しなかったこと⑦本件電柱が隣

接する前後の電柱に比べて区画線寄りに接近している度合いは、直進車両の安全に対する影響が大きいとはいえないこと⑧事故当時、本件電柱の西側には電柱工事用の細長いガスボンベがロープ状のものでくくり付けられており、また、本件電柱の西側の有蓋側溝上には小さな砂利が散乱していたが、いずれも自転車が有蓋側溝上を通行することを妨げるものではなかったこと、などが認められる。

これらを総合すると、事故当時、本件電柱に反射板、照明灯が付されていなかったことなど原告らの主張の各事実を最大限斟酌しても、本件電柱の設置状態が、通常有すべき安全性を欠いていたということはできず、本件事故は、軽四輪貨物自動車の運転者及び被害者の双方が期待される注意義務を怠ったために発生したものと解さざるを得ない。

3 むすび

上記のように、占用物件である電柱ないしその設置状況が道路として通常有すべき安全性に欠けていたか否かが瑕疵を認定するポイントとなっており、紹介事件（1）の高裁判決では、道路管理者にとって厳しい判断が示されました。

占用物件の維持・管理責任は、当然に当該物件の所有者にある訳ですが、道路管理者は、道路の管理主体として道路を常に良好な状態に保持し、一般交通の用に供する義務を負っていることから、設置後の占用物件の状態把握はもとより、設置前の占用工事の実施状況、安全措置の把握・監督や占用工事に関する苦情についても適切に占用工事発注者への是正指導を行わなければ、道路管理者としての監督責任は全うされているものと判断されないと考えるべきでしょう。